

Race Book 2024

Koudai Cup カートシリーズ

Kids4 クラス & カデットクラス



フォーミュランド・ラー飯能

■Koudai Cup 開催にあたり

日本のトップカテゴリー、スーパーGT 選手権のドライバーである塚越広大選手のモータースポーツの原点が、ここフォーミュランド・ラー飯能です。キッズ時代、初めてラー飯能でカート体験し、以来キッズ時代をラー飯能で学びました。そんな背景から、塚越広大選手がラー飯能でキッズカートスクールを開催し、2014 年 7 月からはラー飯能を営むまでとなりました。

そして塚越選手がキッズ時代に夢や目標に向かっていったように、「子供たちの夢を少しでもお手伝いしたい」という思いが結実したものが、「Koudai Cup」です。

それは塚越選手にとってのキッズカート時代に学んだこと、特に「物事に取り組む姿勢や考え方」「ルールやマナーの大切さ」などが、プロのレーシングドライバーとして活躍する今に生きています。

2024 年シーズンも塚越選手はできる限り「Koudai Cup」には顔を出し、子供たちのルール・マナーをしっかり守った、元気な走りを見たいと考えております。なおレギュレーションは 2023 年シーズンと変更ありません。

■2024 年 Koudai Cup カートシリーズ Kids4 & カデット

第1戦	2024/03/31
第2戦	2024/04/21
第3戦	2024/05/12
第4戦	2024/06/16
第5戦	2024/07/28
第6戦	2024/09/08
第7戦	2024/10/27

■Koudai Cup

名 称	2024 Koudai Cup カートシリーズ Kids4 クラス & カデットクラス
競技種目	スプリントレース
競技車輛	リブレ車輛
競技格式	クローズド
エントリーフィー	Kids4 クラス/ カデットクラス 会員 11,000 円(一般 12,100 円) (価格は全て税抜) ※フリー走行前のスポーツ走行込み
登 録 料	ピットクルー1人 550 円／1 日
参加資格	Kids2・Kids4 クラス: 5 歳以上で、キッズカートライセンス所持者、事務局が認めたものとする。 カデットクラス: 今年度 8 歳以上で、キッズカートライセンスか SL 所持者、事務局が認めたものとする。 ドライバーの保険加入は必須(当日加入は不可)。ドライバー及びピットクルーは、練習も含めて健康保険証を携帯すること。
イベントシステム	Kids4 クラス スプリントレース。スタート方式はグリッドからのスタンディング方式。 予選ヒート 10 周と決勝ヒート 12 週の 2 ヒート制とする。決勝ヒートのグリッドは予選ヒートの結果で決定され、予選ヒートのグリッドはタイムトライアルの結果によって決定する。また、タイムトライアルのタイムが同タイムの場合はセカンドタイムによって決定されるものとする。 カデットクラス スプリントレース。スタート方式はローリングスタート。 予選ヒート 12 周と決勝ヒート 15 週の 2 ヒート制とする。決勝ヒートのグリッドは予選ヒートの結果で決定され、予選ヒートのグリッドはタイムトライアルの結果によって決定する。また、タイムトライアルのタイムが同タイムの場合はセカンドタイムによって決定されるものとする。

■各レース共通特別規則書

本レースシリーズは FIA の国際モータースポーツ競技規則及び国際カート規則並びにそれに準拠した JAF 国内競技規則及び JAF 国内カート競技規則とその付則ならびに共通特別規則書、本レース特別競技規則に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

1. 大会役員 各レース公式プログラムに記載
2. 大会事務局 フォーミュランド・ラー飯能
埼玉県飯能市赤沢 1117 Tel 042-977-3066 Fax 042-977-3067
3. 競技会オーガナイザー及び開催場所
①競技会オーガナイザー フォーミュランド・ラー飯能
埼玉県飯能市赤沢 1117 Tel 042-977-3066
4. 競技日程 別紙参照
5. 公式通知に関する規定
本規則に記載されていない競技運営に関する実施の細目及びドライバーに対する指示細目は、本規則書付則及び公式通知によって公示される。なお、公示の方法はエントリー申込書に記入してあるドライバーの連絡先に送付するか、開催場所掲示板に掲示される。

第2章 競技会参加に関する事項

1. 延期、中止または取り止め及び変更に関する事項
オーガナイザーは、大会の一部あるいは全部を延期、中止、または取り止めることができる。イベントの全部あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還される。但し保険料は返還されない。さらに、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。なお、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限を保有するものとする。これに対する抗議は認めない。
2. エントリーの受付
 - (1) エントリーの受付期間
大会開催日、1ヶ月前から7日前の17時まで。大それ以降は問い合わせください。
受付期間内にエントリーをしなかった場合は、プログラムに名前が記載されない場合もある。
 - (2) 受理または拒否の通知
大会開催の1週間前から開催当日を除き2日前までに通知する。
 - (3) 受付場所
大会事務局
 - (4) 必要なもの
 - (a)参加申込書及び誓約書
 - (b)エントリーフィー
 - (c)保険料
3. エントリーの受理と拒否
 - (1)オーガナイザーは理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為をもって最終決定とする。この場合、エントリーフィー及び保険料は全額返還される。
 - (2)エントリーの受理は、必要事項の全てが明記された参加申込書兼誓約書およびエントリーフィー、保険料が受付場所で受理された時点でオーガナイザーの参加承認が成立するが、拒否の通知は開催日までには通知される。
4. シャシー、エンジン及びタイヤの登録
競技に使用するシャシーエンジン及びタイヤは車輛規定に準じた国内市販品とし、参加申込書により登録、かつ車輛検査に合格したもののみが使用できる。
登録、使用できる数は次の通りとする。
 - ・シャシー:1台
 - ・エンジン:1基
 - ・タイヤ:ドライ、レイン各1セットただし、トラブルにより使用不能となった場合は、技術長及び競技長の許可の下交換できる。

第3章 エンジン及びカートに関する事項

車両は安全に製作し、かつドライバー及び他の競技者に対して何ら障害を引き起こすものであってはならない。

1.エンジン

Kids4 クラス

エンジンはフォーミュランド・ラー飯能の承認済みのもので、下記の細目を満たしていなければならない。
本規則書でいう改造とは、切削・付加等の改造及び市販状態での装着部品からの変更をいう。
エンジン構造パーツの取付け方法、取付け方向はメーカーの出荷時の状態でなければならない。

(1)エンジン

エンジンはホンダ GXH50 として、一切の改造を禁止する。
スパークプラグのメーカー、NGK C5HSB, CR5HSB
スプロケットは、フロント(ドライブ側)は「10T」、リヤは「67T」に限る。
スパークプラグのギャップ幅は「0.69mm 以下」とし、一切の変更を禁止とする。
クラッチシューは純正品・ビレル製・ラー飯能製の物のみ使用可能とする。

(2) キャブレター

一切の改造を禁止とする。メインジェットは自由とする。

(3) 吸気系統

一切の改造を禁止とする。

(4) 排気系統(エキゾースト・マフラー)

一切の改造を禁止とするが、遮熱版の取り付けを認める。形状はラー飯能で使用しているものを基準とする。

カデットクラス

エンジンは各自が準備し、マシンに搭載する。レンタル希望の方はスタッフまでお問い合わせください。

(1)エンジン

一切の変更を禁止する。
スパークプラグは、交換不可とする。

(2) キャブレター

一切の変更を禁止とする。

(3) 吸気系統

一切の変更を禁止とする。

(4) 排気系統(エキゾースト・マフラー)

一切の変更を禁止とする。

2.カート

前1項に規定する当該エンジンを搭載し、「JAF 国内カート競技車両規則」に合致するリブレ車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。

Kids4 クラス

(1) シャシー

フレームメーカーは自由。但し市販されているものに限りホイールベース 735mm 以上 860mm以内とし、メインフレームの改造は禁止する。フレームパーツは各フレームに合ったものを使用し安全上問題のあるパーツや改造は禁止する。また、リヤトレッドはリヤタイヤ外側がリヤバンパー(950mm)よりも内側に入ってはならない。ホイールの材質は市販されているアルミホイールのみとする。
また使用できるホイールのサイズは以下の通りとする。
フロント 115mm～130mm / リヤ 140mm～185mm

(2) ボディカウル、サイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリングは標準装備のもの、もしくは同等の性能を有するもの(市販品に限る)を必備とし、取付けはビス等でしっかりと固定する。

(3) 競技ナンバーは、車両の前方と後方に必備とし、前方はフロントパネルを利用し、後方はリヤバンパーに装着するものとする。プレートの素材は不透明で柔軟性のあるプラスチックで、鉄、アルミ板は禁止される。また大きさと形状は四隅に丸み(直径1.5～2.0cm)をもたせた幅 21cm の正方形とする。

(4) 競技ナンバーは、定められた形状のものを前後2箇所に取り付けなければならない。色は文字が黒色、ベースの色は白色もしくは黄色とし各自用意するものとする。

(5) タイヤのカッティング及び一切の付加は禁止される。また、タイヤは次のタイヤのみ使用できる。

- ・ドライ Duro F:10.0/3.6-5 チェンシン R:11.0/6.0-5
- ・レイン JAF指定SL規格であれば、使用タイヤは自由

(6) 計測に使用するトランスポンダーは、シートステー左側に、指定のホルダーを用いて固定する。

カデットクラス

(1) シャシー

フレームメーカーは自由。ただし市販されているものに限りホイールベース 960mm以下のカデット用シャシーとする。フレームパーツは各フレームに合ったものを使用し安全上問題のあるパーツや改造は禁止する。また、リヤのトレッドは、ホイール外側がリヤバンパーおよびサイドボックスの外側になるようにする。

(2) ボディカウル、サイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリングは標準装備のもの、もしくは同等の性能を有するもの(市販品に限る)を必備とし、取付けはビス等でしっかりと固定する。リヤバンパーにおいては大型リヤバンパーを必備とする。

(3) 競技ナンバーは、車輛の前方と後方に必備とし、前方はフロントパネルを利用し、後方はリヤバンパーに装着するものとする。プレートの素材は不透明で柔軟性のあるプラスチックで、鉄、アルミ板は禁止される。また大きさと形状は四隅に丸み(直径 1.5～2.0cm)をもたせた幅 21cm の正方形とする。

(4) 競技ナンバーは、定められた形状のものを前後 2 箇所に取り付けなければならない。色は文字が白色、ベースの色は緑色、青色または赤色とする。

(5) タイヤのカッティング及び一切の付加は禁止される。また、タイヤは次のタイヤのみ使用できる。

- ・ドライ ダンロップ SLJ F:10.0/3.6-5 R:11.0/5.0-5
- ・レイン ダンロップ SLW2 F:10.0/4.5-5 R:11.0/6.5-5

(6) 計測に使用するトランスポンダーは、メインフレームのシートステー左側に、指定のホルダーを用いて固定する。

3.服装

(1)ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となる。競技を安全に行なうことを目的にしたレーシングスーツの着用が義務づけられる。ヘルメット、グローブ(手首まで完全に覆うもの)、ブーツ(足首を包み保護する靴)など、それぞれ丈夫で効果的なものでなければならない。また、ネックサポート、リブプロテクターの使用を義務とする。

(2)ヘルメットはフルフェイス型とし、下記の規格のいずれかを有するものが望ましい。著しく角張ったものや傷のあるものは禁止とする。またヘルメットへのカメラの装着を禁止する。

日本規格(JIS)	T-8133	2 種	スネル規格(SNELL)	1985 以降
アメリカ規格(ASA)	Z90-1		イギリス規格(BSI)	2995
西ドイツ規格(DIN)	4848		フランス規格(NFS)	72-305

4.車輛検査

非合法な部分がありながらも、なお車検員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

(1) カート車輛とその装備類は清潔で、かつ正しく整備された状態でなければならない。

(2) 各ヒート走行後、オーガナイザーが指定した場所で計量及び再検査が行なわれる。オーガナイザーによって違反が発見された場合は失格となる。

(3) JAF「カート競技会運営に関する規定」第 31 条及び第 32 条に基づき、レース後車検場で計量が行われる。なお、最低重量制限は下記の通りとする。

Kids4 クラス	ドライバー + カート = 78kg
カデットクラス	ドライバー + カート = 115kg

上記の最低重量に満たないときは各自ウェイトを装着する。ウェイトは必ず車輛から落ちることのないようしっかり固定する。

第 4 章 競技に関する事項

1. 信号

競技中ドライバーに対する走行指示は、下記の種類の旗に従い行われる。

- ① 国旗
競技開始。
- ② 緑に黄色の山形
ミススタート(再度スタートを行なうために整列し直し)。
- ③ 赤旗
レース中止。全てのドライバーは直ちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる体勢でスタートラインまで徐行し停止する。
- ④ 青旗
周回遅れになろうとしている者に示す。
(静止)後方より速いカートが近づいてきているので現在の進行方向を保持せよ。
(振動)後方より速いカートが近づき追い越そうとしているのでその者に進路を譲れ。
- ⑤ 黄旗
(静止)危険である。徐行せよ、追越しを禁止する。
(振動)非常に危険である。停止を準備せよ。
- ⑥ 緑旗
競技続行せよ。障害は除去された。
- ⑦ オレンジディスクのある黒旗(番号をそえて掲示)
指示された番号のカートに対する技術的トラブルによるピットイン命令。修理後、再出走できる。
- ⑧ 対角線で黒と白に分かれた旗と示された数字
指示された番号のカートに対する非スポーツマン的行為に対して最後の警告。
- ⑨ 黒旗
指示された番号のカートに対するピットイン命令。当該ドライバーは競技長まで出頭すること。
- ⑩ 黒と白のチェッカー旗
競技終了。ダブルチェッカー(チェッカーフラッグを 2 度受けること)は失格行為である。

2. 公式練習

全てのドライバーは、公式通知(タイムスケジュール)に定められている時間内に公式練習に参加しなければならない。

3. スタート

- (1) スタートは、Kids4 クラスはスタンディングスタート、カデットクラスはローリングスタートとする。
- (2) 時間内にスターティンググリッドにつけなかった者及びエンジンをストップしてスタートできなかった者はピットにて修理した後、ピットからのスタートとなる。
- (3) ピットからのスタートは、先頭のカートが 1 周して、コントロールラインを通過する前に、コースインすることができない場合、そのヒートに出走できない。

4. 出走台数

- (1) 全てのレースの出走台数は 20 台までとする。
- (2) エントリー台数が 3 台に満たない場合にはレース不成立とみなし、レースは開催されない。

5. レース中のルール

- (1) コーナーは常に先入優先とし、追い抜きを行なう者は前方のカートの走行を妨害してはならず、また前方のカートは後続車の進路を妨害してはならない。
- (2) コース員が反則または妨害行為(プッシング、ブロッキングその他の非スポーツマン的行為)とみなした者については、ペナルティを科する。さらにその行為が 2 回以上に及ぶ時は失格とする。
- (3) 定められた方向と逆に走行してはならない。
- (4) レース中は、やむを得ない場合を除きコースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となる。
- (5) 故意にコースから車輦を離して走行することはショートカットとみなされる。
- (6) 衝突を避けるためにやむを得ずコースアウトした場合は、その最も近い場所から再びレースに復帰しなければならない。
- (7) レース中にコースエリア内で停止してしまった場合、他のドライバーに自分が動かないことを示し、それらが過ぎ去ってか

らカートレースの障害とならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害することなく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰できるものとする。

- (8) コース上における再スタートや修理はドライバー自身で行なわなければならない。
- (9) レース中にゼッケンまたはゼッケンプレートが脱落等で判読不可能となった場合は、周回が記録されないことがある。
- (10) ドライバーは工具等を携帯することはできない。また工具を取りにピットへ戻ったり、ピットクルーがコース内に立ち入って作業することはできない。
- (11) ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行なわなければならない。
- (12) トラックとピットロードを区分するイエローラインをカットすることはできない。カットした場合はペナルティの対象となる。
- (13) レース進行中パドックに入ったカートはレースを放棄したものとみなされ、再びコースに入ることは許されない。
- (14) 事故に見舞われたカートは、オフィシャルによって検査のために停止を命じられることがある。
- (15) 競技長は、不適当もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限を有する。
- (16) トラックとピットロードを区分するクラッシュパッドや TECPRO ブロック、ガードレールに接触してはならない。接触した場合は安全走行義務違反として、ペナルティの対象となる。

6.ドライバーサイン

- (1) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティを科することがある。
 - (a) コース上で停止した場合は、両手を高く上げ、他の走行車両に合図する。
 - (b) ピットイン、ピットアウトする場合は、片手を頭上に高く上げる。

7.完走

- (1) 完走者とは、レースの着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後に 1 分以内に自力で同ラインを通過するか、規定の周回数の 2 分の 1 以上を走行した者をいう。
- (2)
- (3) 「自力」の定義は、他のいかなる人の援助も受けずカート自身がもつ動力、ドライバーの筋力または動力などの自然現象による方法のみによりコース上を正しい方向に進行できる状態をいう。
- (4) フィニッシュラインを通過する際には、ドライバーとカートは一体となっていなければならない。
- (5) ドライバーはフィニッシュラインを通過後徐々にスピードを落とし(追越しは禁止)正規のコースを走行してピットインしなければならない。
- (6) 完走者となった者のみが入賞の対象となる。
- (7) 先頭のカートが規定の周回数を終了する以前に誤ってチェッカー旗が表示された場合は、その時点をもって競技終了とする。また遅れてチェッカー旗が表示された場合は、チェッカー旗とは無関係に、競技は規定の周回数で終了したものとして順位が決定される。

8.ペナルティ

- (1) ペナルティには次の種がある。
 - (a) 警告
 - (b) ポジションペナルティ
 - (c) 失格
- (2) ペナルティは全てのヒートに適用さる。
- (3) 警告はその必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- (4) ポジションペナルティは失格にならない程度の違反に適用され、ポジションダウンのペナルティが与えられる。

ブロッキング・プッシング・進路妨害	フラッグ無視
ピットロード徐行違反	逆走
ドライバー交替時のエンジン停止違反	イエローラインカット
ミススタート(フライング)	ショートカット
安全走行義務違反	その他

- (5) 失格は次の反則行為に科せられる。
- (a)違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (b)故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行なう危険行為。
 - (c)与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した際。
 - (d)与えられたフラッグサインを故意に無視した際。
 - (e)故意によるプッシング及び進路妨害。
 - (f)複数回に及ぶフラッグ無視
- (6) ドライバーの技量による危険行為に関しては黒／白旗によって指示され、安全速度での走行が義務づけられる。なお、この指示に従わない場合は失格とする。

9. 順位の決定

レース順位は、周回数に基づき決定され、同一周回数の場合はコントロールラインを通過した順で決定される。
なお、コントロールライン通過順の決定は計測器の結果に基づいて行われる。

10. ピット及びパドック内におけるルール

- (1) ピットクルーは場内では定められたピットパスをつけていなければならない。
- (2) ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内に入り作業し得る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみとする。
- (3) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー1名に限り、各自のピット前面のエリア内においてのみ、その行為を行なうことができる。
- (4) ピットクルーの行為に関する最終的な責任は、ドライバーに帰属する。
- (5) ピットエリア内における火気の使用は全て禁止する。
- (6) 燃料の持込みはすべて消防法により認められた金属製の携行缶に保管することとし、総量 20 リットル以内とする。
- (7) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とする。これに違反したドライバー及びピットクルーは大会から除外される場合がある。
- (9) レース中の給油は耐久レースを除き、禁止する。給油は指定された場所で行い、ドライバーはエンジンを停止して、シートを離れなければならない。

11. 車検

- (1) 全車 15 分以上の車輛保管を行なう場合がある。
- (2) 技術委員長はスタートした全ての車輛に関し車輛検査を行なう権限を保有するものとする。技術委員長、技術委員が検査を行なう際はエントラント、ドライバー、ピットクルーは責任を持って車輛の分解及び組み立てを行なわなければならない。但し関係役員、当該車輛のドライバー及びピットクルー以外は、車検に立ち合うことはできない。
- (3) 技術委員長、技術委員が行なう本条項の検査に応じない場合は失格とされる。

12. 抗議

- (1) 方法と取扱い
抗議の方法及びその取扱いについては、国内カート競技規則第 13 章に定める所による。また抗議のできるのは当事者であるエントラントのみとする。
- (2) 提出
抗議は全ての大会の競技長を経由し、大会審査委員会に書面をもって、抗議料を添付の上、提出するものとする。
- (3) 提出の時間制限
 - (a)技術委員または、車輛検査員の決定に対する抗議は決定直後とする。
 - (b)競技中の過失または、反則に対する抗議は、その競技終了後の 30 分以内とする。
 - (c)競技の成績に関する抗議は、その発表後 30 分以内とする。
- (4) 抗議料
抗議料は 20,000 円(税抜)とする。抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

第 5 章 成績及び賞典に関する事項

1.賞典

(1)レース賞典

レースの最終順位に対してエントリー台数を考慮の上、下記の賞典が与えられる。

10 台以上	1～3 位 盾・副賞	4 位、5 位 副賞
3 台以上 10 台未満	1～3 位 盾・副賞	
3 台未満	不成立	

(2)シリーズポイント

シリーズ各戦に入賞ポイントが与えられ、シリーズ有効ポイントの合計ポイントによりシリーズチャンピオンおよびランキングが決定される。有効ポイントはシリーズ全 7 中 6 戦とし、有効ポイントが同ポイントの場合はシリーズ全戦の合計ポイントで決定する。それでも同ポイントの場合は最終戦の結果によって決定される。

(3)シリーズポイントは、シリーズポイントの配分は以下の通り。

順位	獲得ポイント
1 位	20
2 位	15
3 位	11
4 位	8
5 位	6
6 位	5
7 位	4
8 位	3
9 位	2
10 位	1
11 位以下	0

(4)シリーズ表彰においてランキング 1 位～3 位までに盾が贈られる。

第 6 章 損害補償

オーガナイザー及び大会役員の業務遂行によって起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車輛の損害に対して、主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の保証、責任を負わないものとする。

第 7 章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは次のものに関して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治・宗教に関連したもの
3. 本大会に関係するスポンサーと競合するもの